

平成30年3月

中札内村議会定例会会議録

平成30年3月5日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所掌事務調査
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7		平成 30 年度村政・教育行政・農業委員会執行方針
日程第 8	報告第 1 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第 9	承認第 1 号	平成 29 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
日程第 10	議案第 1 号	中札内村企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 2 号	中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 3 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 4 号	中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 5 号	平成 29 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 15	議案第 6 号	平成 29 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 16	議案第 7 号	平成 29 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 17	議案第 8 号	平成 29 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 18	議案第 9 号	平成 29 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 19	議案第 10 号	平成 29 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

## ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番男澤議員と6番宮部議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

中井議会運営委員会委員長、お願いをいたします。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。

平成30年中札内村議会3月定例会について、2月26日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容を報告いたしますので、会議運営についてご協力をお願いいたします。

まず、会期につきましては、本日から16日までの12日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が1件、承認が1件、議案が24件であり、報告は、損害賠償額の決定についての専決処分について、承認は、国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてであり、議案については、条例の一部改正が12件、一般会計及び特別会計の補正予算が6件、平成30年度各会計予算に係る審査が6件となっており、そのほか、村政及び教育行政執行状況報告と平成30年度村政、教育行政並びに農業委員会執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、諸般の報告と所掌事務調査通知であります。

報告、承認各1件と、議案24件のうち議案第1号から議案第10号までの10件については初日の本会議での審議とさせていただきます。

平成30年度一般会計及び特別会計予算案6件と予算関連条例8件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない。」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いいたします。

なお、新年度各会計予算案等は、3月12日から14日までの3日間での審議としてくだ

さい。

一般質問は、2名から3問の通告がありましたが、これにつきましては9日に行く予定でありますので、質の高い政策論議となりますようお願いいたします。

なお、開議時刻は、時間を変更し夜間での実施とし、午後6時からの実施として下さい。

以上、協議内容についてのご報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 議会運営委員会の報告は終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

**○議長（高橋和雄君）** 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの12日間に決定をいたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

**○議長（高橋和雄君）** 日程第4、諸般の報告をします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解をお願いしたいというふうに思います。

### ◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

**○議長（高橋和雄君）** 次に、日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長説明をお願いいたします。

**○議会事務局長（大和田貢一君）** それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書についてご説明いたします。

今後1年間の閉会中における委員会活動について、議長に通知するものですが、事項は議会運営委員会の所掌事務調査で、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員4名で、期間は、1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり、承認することに決定をいたしま

した。

## ◎日程第6 村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許したいと思います。

はじめに、森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに3月1日から2日にかけての暴風雪の対応などについて申し上げます。

急速に発達しながら北海道を通過した低気圧の影響により、本村においても断続的に激しい降雪に見舞われました。

小・中学校は2日間、臨時休校とし、1日は人的被害の発生を防ぐため、防災行政無線により、外出時の注意喚起と帰宅困難者に対する避難所を農村環境改善センター2階和室に開設し、軽食などを提供しております。

避難所には16名の方が避難し、村外10名、村内3名、計13名の方が一夜を過ごしました。

幸い、今回の降雪による人的被害はありませんでしたが、豚舎3棟、堆肥舎1棟の被害がありました。

今後、正確な被害状況を把握し、対応を進めるとともに、必要な予算は補正予算により対応してまいります。

それでは、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について2月13日に表彰選考委員会を開催し、平昌オリンピック スピードスケートに出場し、村民に感動を与えてくれた押切美沙紀さんをはじめ、北海道中学校スケート大会 女子2,000メートルリレーを大会新記録で優勝した中学生女子団体、全国高等学校スケート競技選手権大会男子5,000メートルで優勝した戸水謙一郎さん、そして、ボブスレーでワールドカップに参戦した押切麻李亜さんを奨励表彰に選考させていただきました。

役場新庁舎建設基本設計業務は、プロポーザル参加表明のあった6社によるプレゼンテーション及びヒアリングを2月26日、村民公開で行いました。

この後、審査委員会を開催し、設計業務受託候補者を決定してまいります。

災害時の応援協定では、12月20日にマックスバリュ北海道と、2月23日に王子コンテナ株式会社釧路工場と、それぞれ「物資の供給などに関する協力協定」を締結いたしました。

また、災害に備えるため資金の積み立てを行っている北海道備荒資金組合納付金について、普通納付金の積立限度額引き上げにより、超過納付金からの積み替えを行っております。

職員研修では、メンタルヘルス研修、事務ミス防止研修、及び職員が参加した海外などの先進地視察研修をフィードバックする報告会を行い、人材育成を図ってまいりました。

企画財政グループについてですが、地方創生の取り組みのひとつとして昨年4月から友

好都市川越市の丸広百貨店内に開設したアンテナショップについては、地場産品の消費拡大など一定の取り組みができ、3月で終了することにしております。

今後は、培った人脈などを生かし、物産展など催事への出店により、中札内村産品のPRと消費拡大に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進については、1月27日に育児漫画家の高野優さんを講師に、約70人の参加をいただき、講演会を開催しました。

イラストを書きながら、ご自身の育児経験を交え、思春期の子どもへの接し方、周りのサポートの大切さなど、子育てに奮闘する親たちへの励みとなりました。

景観の取り組みについては、2月1日に景観まちづくり委員会と農協青年部役員との懇談会を行い、農村景観や防風林などについて意見交換を行いました。

ふるさと会活動では、帯広中札内会の総会が3月2日に開催され、関係団体の皆さまとともに出席し、村の現状報告や情報交換など有意義なひと時を過ごしてまいりました。

企業立地の取り組みについては、企業立地促進法の一部改正に伴い、新たに村の基本計画を策定しております。

また、関連して固定資産税の課税免除にかかる条例の一部改正について、本定例会に提案しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

国民年金関係では、今年60歳、65歳となられる皆さんを対象に昨年12月9日、特定社会保険労務士の渡部久四郎氏を講師に、年金制度の説明会を開催しております。

衛生関係では、十勝環境複合事務組合のくりりんセンターに代わる新施設整備に向け、十勝19市町村による新中間処理施設整備検討会議を設置し議論してまいりましたが、平成30年度からは基本構想の策定に着手する予定であります。

労働者雇用対策ですが、冬期雇用特別対策事業は、季節労働者の皆さんを対象に募集を行った結果8名を雇用し、2月1日から中札内小学校学校林の雑木処理などに従事していただきました。

国民健康保険制度改正についてですが、平成30年度に北海道に納める激変緩和後の納付金の額が確定したことを受け、今後、納付金額の確保に向けて国民健康保険運営協議会の意見をいただきながら保険税率の見直しについて被保険者の負担が急激に増加しないよう検討していく考えであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、先の12月定例会において追加補正し、1月19日までの申請期間で実施いたしました福祉灯油事業は、非課税である高齢者世帯・障がい者世帯など234世帯を対象に、5,000円分の灯油購入券又は共通商品券による支給を終了しております。

次に、保健グループについてですが、行政区長会議並びに保健事業を通し、村民の健康状態や健診の必要性について周知させていただき、これまで2行政区3団体より依頼を受け、生活習慣や食生活の改善、疾病予防などをテーマとしたげんき講座宅配便を開催しております。

季節性インフルエンザの予防接種ですが、2月14日現在 児童等は対象者639人のうち342人が、65歳以上の高齢者は対象者1,140人のうち610人が予防接種を受けております。

中札内村食育サポーターによる「地場産野菜レシピカード」の完成披露会が1月28日、

保健センターを会場に、レシピカード製作に携わった方々や、村内の農業・商工・観光と食の提供に関わる方など50名を超える参加をいただき開催いたしました。

当日は、食育サポーターが発案した野菜食メニュー10品の試食を行い、いずれも好評を得ておりました。

今後は、このレシピカードを活用し、効果的な野菜の摂取方法などを村民に向けて発信し、食習慣の改善に取り組んでまいります。

次に、保育園についてですが、今年度、認定こども園へ移行した中札内きらきら保育園では、外部から講師を招き鉄棒や跳び箱などの体育指導とサッカーボールを使用した遊びの指導を、概ね月1回程度のカリキュラムを組み実施しております。

園児においては、身体づくりや体幹が鍛えられる以外にも、挨拶を通じた礼儀や自主性、仲間との協力やチームワークの大切さを知るなどの効果が感じられますので、今後も取り組みを継続してまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成29年の農業粗生産高推計が発表され、農産・畜産合わせて138億4,102万円に達し、9年連続で100億円を超えたとともに、平成27年を抜いて過去最高の生産高となりました。

農産では、小麦の品質も良好で豊作となり、前年比158.9%増の生産高となりました。

また、豆類、馬鈴薯、てん菜においても、ほぼすべての作物が前年を上回る結果となり、農産物全体の粗生産高は、前年比24.5%増の58億8,623万円となりました。

酪農は生乳で前年度を若干下回る結果となりましたが、鶏卵・ブロイラーでは単価も安定的に推移したことから畜産全体では、前年比1.2%増の79億5,479万円となりました。

このような結果を出された中札内村農業の力強さを感じるとともに、ご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝申し上げます。

農業振興関係では、農業担い手育成センターの取り組みとして、12月16日に農業青年との婚活パーティーを帯広市内で開催し、村内から13名の農業青年が参加しております。

また、地域担い手育成総合支援協議会の取り組みとして、営農セミナーを2月13日に、帯広畜産大学の志賀永一教授を講師に迎え、「日欧EPA、TPP11における畑作・酪農への影響」をテーマに開催しております。

食育・地産地消の取り組みでは、子どもたちに料理を通して、食の大切さと作ることの楽しさを実感してもらうため、2月17日に北海道ホテル総料理長工藤一幸氏を講師に招き、親子料理教室「手づくりごはん楽校」を開催しております。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土・除礫及び苗木購入補助で、合わせて約280万円の見込みとなっております。

大規模草地育成牧場については、12月15日に240頭規模の新牛舎が完成し、1月以降、順次受け入れを行っております。

本年度の冬期舎飼は563頭でスタートしたところですが、現在は約660頭程度で推移しております。

新牛舎建設事業の中で移設設置を予定していた飼料保管庫については、老朽化が著しく移設が困難であったことから、今回、新設設置に係る設計委託費を本定例会の補正予算に繰越明許費として計上しております。

なお、大規模草地育成牧場の管理運営については、中札内村農業協同組合との間で、平成

28年度から平成32年度の5年間、指定管理委託の協定を結んでいるところですが、2月16日付で指定管理者の取り消しの申し出があり、今後、協定解除の時期や牧場の管理運営のあり方について、中札内村農協や酪農家の皆さんと協議、検討してまいります。

中小企業対策では、2月までに申請のあった、中小企業振興資金の利子補給で28事業者、保証料補給で10事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、21事業者に対して、それぞれ助成を行います。

観光関係では、中札内村観光振興基本方針について、観光協会職員、商工会職員、役場職員等で構成する検討委員会を5回開催し、方針案は2月1日から22日までパブリックコメントによる意見の募集を行い、策定作業を終えております。

また、地場産食材のPRと村内の食事提供店の認知度向上を図るため、2月10日に「なかさつない村イチおし料理グランプリ」を観光協会主催で開催し、13店から工夫を凝らした料理が提供され、グランプリには「花＊はな」の「とり天井ビビンバ風」が選ばれました。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

土木関係では、西戸蔦・東戸蔦38号道路戸蔦大橋災害復旧工事が来年度完成に向けおおむね順調に進んでおり、現在65%程度の進捗状況となっております。

除雪関係では、降雪回数が例年を上回り、出動回数や排雪作業が増加しているため、年度末までを見込み、委託料の追加補正予算を本定例会に提案しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で10件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規分として、15件を認定しております。

村営住宅入居関係では、2回の公募で5件、随時募集住宅で3件の入居を決定しております。

なお、「ふれあい団地」の入居状況につきましては、8戸中7戸の入居状況となっております。

水道関係では、共同施設南札内浄水場の運営方針調査委託が完了しましたので、共同施設の今後について更別村と協議を行ってまいります。

下水道関係では、中札内村浄化センター監視制御設備更新工事が完成しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、上松教育長、お願いをいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

**○教育長（上松丈夫君）** 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）は、12月21日の第6回会議まで5回の熟議を経てアクションプランを策定し、2月発行のCS通信に掲載し、全戸配布しております。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。1月6日から8日まで帯広市で開催された第48回北海道中学校スケート大会には7人の生徒が出場し、男子は1,500メートルで2位、女子は1,500メートルで4位・8位、3,000メートルで2位・4位、2,000メートルリレーは大会新記録で優勝、学校対抗でも総合優勝する快挙を成し遂げました。

6人が全国大会への出場権を獲得しました。

2月3日から2月6日に長野県エムウエーブで開催された第38回全国中学校スケート大会では、5人が決勝進出を果たし、2人が入賞しました。

社会教育活動では、1月7日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、33人の新成人が集い、社会人としての自覚と決意を新たにする機会となりました。

スポーツ賞及びジュニア文化賞等は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に15個人4団体を、文化賞、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に11個人1団体の受賞を決定しました。

3月2日に表彰式を行う予定でしたが、大雪による影響のため小中学校が臨時休校になったことから、式典は中止し、個別及び小中学校は学校ごとに授与させていただきました。

交流事業関係では、中学生川越市訪問交流事業で1月7日から10日まで1年生8人が川越市を訪問し、ホームステイでの交流、博物館、美術館などの見学、市長表敬訪問、初雁中学校生徒のガイドで川越のまちの見学、大東西中学校では中札内村と中学校の紹介や生徒との交流などを行ってきました。

国際交流派遣研修事業は、モルヤハイスクールの受入態勢が整わなかったため、旅行会社の短期留学プランを使って3月17日から27日までの日程で、生徒4人と引率者2人が、事前研修を重ね渡豪します。

貴重な経験を主体的に積み、国際理解や語学力向上のきっかけとなることを期待しております。

今後、早期に交流先を確保し、事業の安定化を図りたいと考えております。

次に、体育関係事業であります。村民スポーツ大会では1月21日にミニバレー大会を、2月4日に卓球大会を、3月4日にバドミントン大会を開催しております。

1月22日・23日に予定していたフロアカーリング大会は、会場の中札内高等養護学校がインフルエンザによる学校閉鎖のため中止されました。

各種教室では、2月14日から2月17日に実施した小学生スキー教室には、30人の小学校児童の参加を得て実施しております。

12月20日から25日まで、平昌オリンピック出場をめざす押切美沙紀さん、押切麻李亜さん、及川佑さんを応援しようとメッセージを呼びかけ、たくさんの応援メッセージをいただき、ご両親を通じて3選手に送りました。

また、スポーツ関係の村民により、出場が決まった押切美沙紀選手を応援する会が1月9日に設立され、懸垂幕やポスター、応援旗、小中学校・高等養護学校児童生徒による趣向を凝らした寄せ書きの作成、協賛金の募集などの活動が行われました。

応援観戦事業は、2月18日から22日まで中学生6人、一般一人と議会議員、村職員を含む10人で、スピードスケート日本代表選手を応援しながら冬季スポーツの祭典を観戦してきました。

中学生スケート選手の今後の活躍を期待しています。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** これで各執行状況の報告を終わります。

## **◎日程第7 平成30年度村政・教育行政・農業委員会執行方針**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第7、平成30年度村政執行方針・教育行政執行方針・農業委員会執行方針について、村長、教育長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

最初に、森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長(森田匡彦君)** 平成30年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私は昨年6月に行われました村長選挙におきまして、村政執行の重責を担わせていただきました。

本格的な人口減少社会を迎え、地方創生への取り組みなど、難しい課題が山積するこの大切な時期に村政を預かることとなり、改めてその使命と責任の重さを認識し、皆さまの付託に応えるべく、自らを律し、本村の振興発展と村民皆様の幸せのために全力を尽くす所存であります。

昨年は開村70周年を迎えた節目の年で、村民や議員の皆さまのご臨席を賜り、児童・生徒から未来への提言をいただき、記念式典を実施することができました。

この70周年をひとつの区切りとして、次なる挑戦へ努力を積み重ねてまいります。

行財政運営を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、住民の幸せを第一に現場に足を運び、住民の声を聞く、住民第一、現場主義を職員全体の共通認識とし、共に支えあう共生の村、活気にあふれ成長する村、未来へ前進する希望の村の実現を目指し、全力を傾注してまいります。

はじめに平成30年度予算の概要について申し上げます。

30年度国の予算は、人づくり革命、生産性革命を重点政策に掲げ、子育て世帯の負担軽減や、産業界への支援を打ち出しました。

地方財政対策については、子ども・子育て支援などの社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費などの確保を含め、前年度を上回る額が確保されましたが、地方交付税は景気回復を受けて地方税収が伸びているということで6年連続減少となり、臨時財政対策債とあわせた実質的な交付税は、前年度より減額となり、厳しい財政運営が想定されます。

このような情勢の中、30年度の予算編成は、私をはじめ編成する当初予算であり、私の公約を反映して策定した第6期中札内村まちづくり計画後期基本計画の初年度となります。

すべての村民が安心して暮らせる村づくりのため、これまで取り組んできた子育て支援施策と定住促進施策を拡充するとともに、村民ニーズに対応し公約を着実に実行するため各施策・事業への反映を行うとともに、中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少を抑制し地方創生に取り組むため、ふるさと納税の取り組み強化や日本で最も美しい村連合と連携したブランドイメージの向上、七色献立プロジェクトを核とした健康づくり事業など、各分野のソフト事業を拡充してまいります。

また、公債費の負担軽減を図るため、地方債の繰上償還を行い、普通建設事業では、新庁舎建設実施設計委託、多目的運動場整備工事、消防車両更新、公営住宅改修工事などを予算計上し、健全財政にも配慮しながら、限られた財源を効果的に活用した積極的な予算編成としております。

これら方針に基づいた一般会計の予算規模は45億3,830万円で、前年7月補正予算後と比較して、5億550万6,000円、12.5%の増に、また、国民健康保険特別会計など5特別会計をあわせた総額は、56億4,280万円、7.3%の増となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、みんなで歩む協働のまちであります。

まちづくり基本条例に掲げる住民自治を柱に情報共有と住民参加をまちづくりの基本に据え、村民、議会、行政の協働によるまちづくりを進める所存であります。

村民との情報共有のため、インターネットなどさまざまな情報媒体を活用し、分かりやすく迅速な情報発信を心がけ、茶話会など村民との意見交換の場を積極的に設けてまいります。

次に、安定した行財政運営の推進を図るため、減債基金を取り崩し、平成28年度に借り入れた村民プール建設事業債約3億9,160万円を繰上償還いたします。

また、これまで検討してきた新電力からの電力調達について、高压電力契約をしている10施設を4月から、伊藤忠エネクスホームライフ北海道から調達し、コストの削減を見込みます。

職員の資質向上では、多様な地域課題に対応できるよう研修内容を充実し、職員が能力を発揮できる人員配置と重点施策におけるプロジェクトチーム設置などを行い職員間の連携強化と政策形成能力の向上を目指してまいります。

また、北海道と市町村等との職員交流要綱を活用した北海道職員の受け入れを平成30年度から2年間行い、防災など暮らしの安心・安全に係る業務の充実を図ってまいります。

第2は、健康で人にやさしいまちであります。

少子高齢社会がますます加速し、私たちの生活する地域社会においても、個人の自由や人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前であった地域住民の相互のつながりが薄れてきています。

このような中、地域住民の生活を支えるためには、公的な福祉サービスの充実が求められるほか、住民を主体とした支え合いの仕組みづくりが必要となっています。

また、女性の就労の機会増加やライフスタイルの多様化などに伴い、子どもや子育て世帯を取巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな成長が危惧されています。

このため、少子化・子育て支援対策を重点に置き、地域で安心して子育てできる環境づくりに、継続して取り組んでまいります。

母子保健関係では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を支援するため、妊婦健康診査の費用と交通費の助成を継続するほか、新たに妊婦を対象とした歯科検診を導入し、妊娠期からの健康づくりを支援する以外にも、出産・子育てに向けた準備のための教室、個別相談などの支援を継続してまいります。

また、子育て支援センターとの連携により、産前・産後から子育てまで継続した支援を実施してまいります。

子育て支援関係では、幼児期からの学校教育や保育、子育て支援の拡充などを進めるため、中札内村子ども子育て支援事業計画を基本に事業を推進してまいります。

保育園関係では、地域における保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供を心掛けるとともに、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。

また、中札内きらきら保育園は昨年より保育所型認定こども園へ移行いたしました。さらに保育の充実を図るとともに、子どもたちの健康な身体づくりに必要なカリキュラムの研究や、スムーズな就学に向け小学校との連携を強化してまいります。

高齢者福祉施策であります。本村人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、平成30年1月末現在28.7%となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり健康で安心して自分らしい生活を営めるよう、身体など状態の変化に応じた、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが、適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、介護を必要としない健康な高齢者が増えるよう、介護予防教室の内容を一部見直し、個々の状態や運動レベルに応じたクラス別の形に変えて実施するほか、認知症の疑いがある方をできるだけ早い段階で発見し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

また、病気などで在宅介護を受けている方やその家族、介護や認知症に関心のある方などが気兼ねなく集える場として、なかさつない介護カフェを新たに実施いたします。

お茶などを飲みながら、参加された方が自由に話をしていただける以外にも、要望などをお聞きしたうえで必要な情報提供や講話などの対応も行ってまいります。

ポロシリ福祉会に対する補助金では、築24年となる恵津美ハイツの施設・設備の老朽化が著しいことから、利用者並びに入所される方の環境改善とサービス向上を目的に、一定基準のもとで改修費用への助成をいたします。

障がい者福祉では、障がい者総合支援法に基づく国の動向を把握しながら、平成30年度からの第5期中札内村障がい福祉計画を基本に、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

健康づくりは、日常生活を送るうえで自らの認識と、自主的な実践が基本となりますが、健康を維持するためには保健・福祉・医療が一体となった総合的な取り組みが求められているため、いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画に基づく健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種では、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成を継続して実施してまいります。

国保特定健診では、健診の必要性を理解していただくため、行政区などに出向き説明の機会を設けるほか、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を実施してまいります。

また、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会、各種健康教室などを効果的に実施してまいります。

平成30年度からは、都道府県が国民健康保険制度の安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営の中心的な役割を担い、市町村は北海道と連携しながら保健事業やその他の国保事業を実施していくこととなります。

また、今回の制度改正では保険税率の平準化が目的となっており、本村は、これまで保険税率を低く抑えてきた経過があるため、制度改正により大幅な負担増が懸念されましたが、北海道が行う激変緩和措置を最大限活用するなど急激な負担の増加を抑制していく考えであります。

また、積極的に保健事業を推進するなど医療費の抑制にも取り組んでまいります。

各種がん検診については、積極的に受診を促し、検診による早期発見・早期治療につなげ、重症化予防に努めます。

特に、乳がん・子宮がん検診については、年齢を特定し無料クーポンと検診手帳をお届けするほか、節目となる年齢の方へ個別案内するなどの受診勧奨を実施してまいります。

また、胃がん検診の必要性についての意識づけと、胃がん等の発症リスク要因を低減する目的で、40歳以上を対象とした巡回検診・施設ドックの際に、公約として掲げていたピロリ菌検査を新たに追加し、その費用の一部を助成いたします。

食育の推進では、七色献立プロジェクトを引き続き推進する中で、地域の生産者や食を提供する事業者などと協働した取り組みやイベントを継続してまいります。

また、村民自らが健康づくりを実感してもらうため健康ポイント事業を新たに導入し、日々の活動量の計測・管理、身体の状態確認のほか、健康づくりに関する講演会や運動セミナーなどの参加時にポイントを加算し楽しみながら継続することで、地域全体の食生活改善と健康意識の高揚を目指してまいります。

労働対策では、引き続き冬期間における季節労働者の雇用対策事業を実施するとともに、帯広・南十勝通年雇用促進協議会との連携のもと相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

医療体制の維持・充実については、診療所の現行体制を堅持した上で、後任医師の確保について現在委託している医師と連携協力しながら、今後の診療所のあり方も含めて検討してまいります。

第3は、人と文化を育むまちであります。

まちづくりの原点といえる人づくりのため、人が育つ環境づくりに努めながら、人がふれあい、文化を育み、生きがいをもって暮らせるまちづくりをめざしてまいります。

未来を担うすべての子どもたちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域、行政が連携・協働して、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。

すべての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて学ぶことのできる文化・芸術、スポーツ活動の環境を整え、生きがいと心の豊かさを実感できるよう取り組んでまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、協議・調整を行いながら教育行政を推進します。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、活力あふれる産業を育むまちであります。

基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、安全安心な農畜産物の生産とPR、消費拡大の取り組みを進めるほか、農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各般の施策を推進してまいります。

農業を取巻く情勢は、昨年12月、日欧EPAの最終合意が公表され、報道によりますと今年中の調印、2019年内の協定発効を目指す方針が示されております。

またTPP環太平洋連携協定は、アメリカを除く11カ国で3月に署名式を行うという報道発表があり、政府は今国会に協定案と関連法案を提出し2019年の発行を目指すと言われております。

村としては、こうした国の動向をしっかりと捉え、TPP対策となる国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携し、取り組みを進めてまいります。

本村の農業振興は、平成29年3月に策定しました「中札内村農業の発展方策」に基づき、農業支援施策の拡充を図りながら、安全・安心で良質な食糧の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成などの多面的機能を維持・促進するために、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

新・元気な畑づくり事業は、本年度から事業メニューを一部見直し、客土・除礫、防風林対策を実施しているところですが、次年度は客土について補助基準額を見直しし、事業を継続してまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、新たな取り組みとして情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業の調査、研究に取り組んでまいります。

地域担い手確保については、後継者対策として実習生の受け入れや新規就農者に対する情報の提供を行うほか、後継者の配偶者対策として、担い手育成センターが主体となって婚活支援活動を関係機関との協力・連携により推進してまいります。

食育・地産地消は、食育推進計画・地産地消推進計画（第3期）に基づき安全・安心な地域食材の活用に努め、農業体験や料理講習会、七色献立プロジェクトとの連携など食と農業を結び付ける取り組みを実施します。

また中札内村食の推進パートナー登録制度を推進し、粋匠品の取扱店と食の応援団のお店を対象にしたスタンプラリー等の継続により、中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、環境保全型農業直接支援対策事業による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取り組みを実践する農業者に対し支援してまいります。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区事業実施計画策定を行うとともに、新たに札内川右岸南部地区の事業計画策定のための調査に着手してまいります。

国営施設応急対策事業では、昨年から施工された導水管の一部入れ替え工事が継続で実施されます。

畜産関係では、牛サルモネラ予防接種事業、家畜自衛防疫組合による防疫事業を継続して支援してまいります。

大規模草地育成牧場については、良質な飼料の確保に努めるとともに、老朽化による車両・作業機の更新を行います。

また受胎率の向上を図るため、発情検知器を導入します。

なお、管理運営体制については、先ほどの執行状況で報告しましたとおり、中札内村農業協同組合から指定管理者の取り消しの申し出があったところであります。

今後、早急に協定解除の時期や管理運営のあり方について、中札内村農協や酪農家の皆さんと協議、検討してまいります。

林業関係では、村有林については森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、保育除間伐、伐採事業などを実施いたします。

また私有林については未来につなぐ森づくり推進事業及び公費造林事業により支援を行ってまいります。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心に、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊と連携し、エゾシカやヒグマ、キツネ、カラスなどの駆除に引き続き取り組むほか、特に農業被害の大きいエゾシカについては、積極的に頭数調整に取り組んでまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか新規事業である小規模事業者支援推進事業への支援を行い、新規事業者の創業支援や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取り組んでまいります。

また、民間活力を活用したまちなかにぎわいづくりを創出することを目的に、新たにまちなかにぎわいづくり事業補助金を創設し、新規店舗出店者や空き店舗への出店者などへの支援を行います。

観光振興関係では、今年度策定する中札内村観光振興基本方針に基づき、中札内村ならではの自然、地域資源を活かした観光振興を推進し、村の魅力を最大限引き出すよう取り組ん

でまいります。

その一環として、地域おこし協力隊制度を活用し、観光事業の企画、開発及び観光事業のコーディネートを行うための専任職員1名を配置し、観光事業体制を強化いたします。

また、さらなる観光のPRとイメージアップを図るため、スマートフォンを活用した新規事業や映像コンテスト事業、新たなピータングッズの製作事業に取り組む観光協会事業を支援します。

道の駅なかさつないは、来場者増に向けて地場製品の充実や情報発信機能を強化し、テナント会や関係機関と連携して、道の駅の魅力を発信してまいります。

札内川園地は、平成28年の台風の影響により洗掘を受けたバンガロー設置エリアについて、利用者の安全を確保するため、新たに防護フェンスを設置するほか、これまで同様に自然環境を満喫していただけるよう適正管理に努めてまいります。

花づくりの推進では、花フェスタ実行委員会のご協力を頂きながら第3回道の駅ガーデンを実施いたします。

第5は、自然豊かで快適に暮らせるまちであります。

本村の豊かで美しい自然環境や農村景観がある中で、誰もが安全で安心して質の高い生活ができるよう、自然と生活環境が調和した自然と共生する快適なまちをめざします。

コミュニティバス「くるくる号」については、より地域に親しまれ、愛されるバスを目指し、利用される方などから路線経路や運行時刻について意見を伺いながら、村民生活の足確保を図ってまいります。

景観形成については、村の美しい景観を次代へ継承する認識を持ち、日本で最も美しい村連合と連携したブランドイメージの向上や村民が主体的に活動できる環境づくりと支援制度の拡充を図り、景観や環境を守る地域づくりを推進してまいります。

防災対策については、自助・共助の重要性から、地域防災組織の設立を促すとともに、関係機関と連携した防災訓練を実施してまいります。

また、災害調査・遭難救助など多様な活用を図るため、ドローンの導入と操縦する職員の育成を図ってまいります。

新庁舎建設については、基本設計に関する住民説明会・パブリックコメントなどを実施して平成31年度の工事着手に向けて計画的に事業を進めてまいります。

公園管理関係では、中札内村公園利活用検討委員会を設置し、今後の公園のあり方について、調査・研究を行ってまいります。

また、公園や道路の落ち葉対策として、道路清掃回数の追加や堆積場の整備を進め、生活環境改善に努めてまいります。

道路整備関係では、舗装クラックの補修・修繕など維持管理を行うとともに、橋梁長寿命化計画に基づく補修工事として進めている中島新橋橋梁補修工事を施工してまいります。

また、道路側溝の雨水処理機能を確保するため、計画的に側溝の機能保全対策を実施してまいります。

災害復旧工事では、平成30年度が戸蔦大橋復旧工事の完了年度でありますので、早期開通に向けて工事の進捗管理に努めてまいります。

河川管理関係では、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、草刈りや床ざらいを行うなど、良好な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策では、民間賃貸住宅家賃助成の対象住宅及び収入基準の見直しや、移住促進奨励事業の拡充を行い、引き続き重要施策の一つとして、移住・定住の促進を図るほか、良

好な居住環境創出のため、中札内スタイル住宅の普及を目指し、施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

また、ヴィレッジときわ野第4次分譲地の販売を推進するため、積極的なPR活動を行ってまいります。

公営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画に基づき、泉団地2棟8戸、中札内団地4棟16戸、元札内団地2棟4戸、特公すずらん団地2棟16戸の長寿命化改善工事及び居住性向上工事を進めてまいります。

水道関係では、南札内浄水場高区配水地の耐震化診断を実施し、現状の確認と今後の対策について、調査研究してまいります。

下水道関係では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道施設長寿命化計画に基づき計装機器等の更新を進めてまいります。

空き缶のポイ捨て、ごみの不法投棄防止対策では、継続して広報紙や情報無線などによる周知、啓発及び地域からの情報収集に努め、クリーン中札内の実施など環境美化に対する住民意識の高揚を図ってまいります。

ごみ処理では、ごみと資源の分別パンフレットを活用し、ごみステーションにおける可燃・不燃ごみ等の分別や排出ルール、資源ごみの分別方法の住民周知に努めるとともに、生ごみの収集・資源化、家庭で眠っている古着等の回収事業の継続などにより、ごみの減量化に取り組んでまいります。

悪臭対策については、庁内における情報共有及び関係機関との連携により、事業者等への指導の徹底、悪臭防止に関するルールづくりや啓発、消臭材料の研究の動向などの情報収集に取り組んでまいります。

以上、平成30年度の村政に臨む私の所信の一端を申し上げます。

地方自治体の行財政環境は今後も厳しさを増すと考えておりますが、地方創生など、国・道の新たな施策や追加施策などの情報把握に努めるとともに、緊急度・優先度を勘案し、限られた財源の中で創意と工夫を凝らした行財政運営を目指してまいります。

中札内村は農業・食・観光など他に誇れる素晴らしい財産を数多く持った未来に広がる村です。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、そして中札内村の出身であることを誰もが誇りに思い、自慢できる村づくりに向けて職員一丸となって全力を傾けてまいります。

議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の所信といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 1時間が過ぎましたので、暫時休憩をしたいと思います。

15分まで休憩を取ります。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

**○議長（高橋和雄君）** 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

平成30年度の教育行政執行方針について、上松教育長の方から執行方針、お願いをしたいと思っております。

上松教育長。

(上松丈夫教育長登壇)

**○教育長(上松丈夫君)** 平成30年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、地域を支える、まちづくりを担う人を育成するためには、教育の役割が重要であります。

社会が大きく変化する時代にあつて、ふるさとに愛着と誇りを持ち、互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身につけることが求められています。

本村教育委員会は、第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つである人と文化を育むまちを実現するため、中札内村教育大綱、教育に関わる諸計画に基づき、村と連携し、事務局体制を強化して、引き続き努力してまいります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、社会の中で義務と責任を果たせる人となるよう、生きる力の育成を基本とし、学校・家庭・地域など社会全体で、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てる教育と、そのための教育環境づくりを推進します。

社会教育では、すべての村民が心の豊かさ、生きがいを感じることができるよう、文化・芸術活動やスポーツをする機会を提供し、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を主体的に生かす環境づくりを進めます。

以下、主要な事項について申し上げます。

第一は、学校教育の推進です。

基礎的・基本的な知識・技能やそれらを発揮できる力である確かな学力を身に付け、豊かな人間性を育むことを重点に取り組んでまいります。

一つめの重点目標は、新しい時代を切り拓く力の育成です。

確かな学力の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭学習の定着、ノーテレビデー・ノーゲームデーなどに取り組みます。

社会の変化に対応する力を育成する教育では、夢や目標に向かって生きていこうとするたくましい力を身に付け、自己肯定感を高める取り組みや、事業所の協力をいただいて、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進します。

外国語教育は、英語でコミュニケーションできる人を育てることを目標に、平成32年度からの学習指導要領改訂に向けて、移行期間となる本年度、小学校の外国語活動と授業の時間を拡大し、非常勤の外国人英語講師に加え、新たに常勤の外国語指導助手を配置し、各学校への派遣による生きた英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

また、小中学生、高校生 of 英語検定の受験を促進するため、新たに検定料の助成を実施します。

国際交流派遣研修事業は、新たな交流先を確保し、派遣できるよう取り組みます。

特別支援教育の推進では、保・小・中が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センターの協力をいただきながら、教育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得て、きめ細かな指導と一貫した支援を行います。

また、学校特別支援員を配置し、児童・生徒の学校生活・学習活動をサポートします。

教職員の居住環境改善のため、本年度は中札内中学校の校長住宅1棟を改築します。

また、教職員が安心して休暇を取得できる環境を整え、心身の健康維持、増進を図るため、夏季・冬季休業期間中に、支障のない日程で学校閉庁日を設定します。

高等教育支援では、高校に通学するために経済的支援が必要な世帯に対し、新たに通学費及び下宿代の一部を助成します。

二つめの重点目標は、豊かな心と健やかな身体の育成です。

地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育では、学校支援ボランティアや地域住民の支援により、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、豊かな人間性と社会性を養う交流・体験事業に取り組みます。

いじめや不登校を発生させないため、子どもの変化に気づき、教職員が子ども一人ひとりと向き合い、組織的かつ速やかに対応します。

スクールカウンセラーによる教育相談や、いじめの実態調査や学校対応状況の把握など、緊張感をもって積極的に責務を果たしていきます。

また、規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てるため、本年度から道徳が特別の教科になることに合わせて、中札内村教育研究所が策定した小中学校9年間の指導計画により、体系的な道徳教育を推進します。

加えて、最近決まったことですが、中学校では、平成31年度からの道徳の教科化に向け、道教育委員会から文部科学省の道徳教育推進校事業を受託し、創意工夫を生かした実践教育を行います。

健やかな身体の成長を促す教育では、体力の向上を目指し、新体力テストは全学年全種目を実施し経年変化を見取り、授業改善、部活動やスポーツ少年団活動の支援と基本的な生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

学校給食は、食材の調達は地産地消の考え方を基本とし、地場産の素材を使ったふるさと味覚給食やふるさと食材の日、行事食の提供を行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための生産者等との給食交流を実施します。

三つめの重点目標は、信頼される学校づくりです。

保護者や地域住民への積極的な情報提供と、教職員の服務規律遵守徹底の指導などに取り組みます。

開かれた学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配布など、地域住民との積極的な情報共有を行います。

特色ある学校づくりでは、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かしたが活動が実践されるよう、学校と連携し、支援を行います。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が学校経営方針、重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、校内研修や長期休業中の教職員研修の充実、各種研修事業への参加を促します。

四つめの重点目標は、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりです。

地域で子どもたちを育てる環境づくり、学社融合による教育活動の推進では、学校と保護者、地域が目標や課題を共有し、本村の環境を生かして、学校支援ボランティアの登録拡大と活用、地域の人が学校を支える地域協働型学校づくり協議会（学校運営協議会＝コミュニティ・スクール）の活動、小中連携から小中一貫教育の取り組みを推進します。

また、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの連携により、長期休業中の体験活動などを実施します。

第二は、社会教育、文化、芸術の振興です。

村民の皆さまが心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その成果を

主体的に生かすことのできる環境づくりを進めます。

地域協働型学校づくり協議会による共育の日関連事業の実践により、地域の教育力を結集し、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

子どもたちの各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、人を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るため、ジュニアアウトドアスクールなどの体験活動事業と、南砺市、川越市の子どもたちとの交流事業を実施します。

生涯学習では、講座の開催と、社会教育団体や村民グループの自主活動の支援など、生涯学習活動を促進します。

また、更別村と連携して、お互いの生涯学習やスポーツなどの講座等への参加を促進するための情報提供に努めます。

また、ポロシリ大学では、学習と発表の機会の提供や、子どもたちとの交流を行います。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、芸術に親しむ機会を提供します。

また、村民主体の文化祭の実施や、公演等の開催支援、更別村と連携した学校舞台芸術鑑賞など、芸術文化の鑑賞機会の創出に努めます。

アート事業では、武蔵野美術大学との連携事業、旅するムサビ in なかさつないむらのほか、新たにアート・音楽のまちづくりを進めます。

昭和音楽大学のサークルと連携した音楽の楽しさを共有する音育事業、野外及びホールで村民も参加できる小さなまちの花と絵のある音楽会などを計画しているほか、引き続き新たな事業の検討を行います。

図書館事業は、利用者サービスの向上とハーモニーホールの音響・照明業務の安定的な運営のため、文化創造センターハーモニーホールの音響・照明と合わせて民間事業者へ業務委託します。

民間委託後においても、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、絵本作家講演会などの各種主催事業、学校などでの読書活動の支援や連携事業などを実施するほか、民間のメリットを生かした新たなサービスを提供します。

第三は、スポーツの振興です。

誰もがスポーツを気軽に、楽しく親しみ、スポーツを通じた交流ができる環境が創出できるよう、スポーツ団体の育成・支援やスポーツの機会の提供、総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の活動支援に努め、生涯スポーツを振興します。

また、村民プールの管理運営は、業務に精通する民間事業者へ水泳教室・講座と一体的に委託し、安全な管理体制の確立と、水泳の普及、村民の体力・健康づくりを推進します。

体育施設の整備では、老朽化した体育館分館1に替わり、新たに旧中札内プールを改修して屋内運動施設を整備します。

以上、平成30年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、農業委員会の執行方針として、出羽農業委員会会長、お願い

をいたします。

(出羽義幸農業委員会会長登壇)

**○農業委員会会長(出羽義幸君)** 平成30年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、有機農業の村宣言を行い、農畜産物の安全・安心への対応、クリーン農業への取り組みなどを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たして来ております。

本村農業委員会は、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいりましたが、関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たす役割を認識し、これまで以上に農業・農地政策に関して関係機関・団体と連携し、各種取り組みを推進してまいります。

以下、平成30年度の主要な業務について申し上げます。

優良農地の確保・有効利用の推進について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再確認し、改正された農業委員会法に基づき「農地等の利用の最適化の推進」の定めにより、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むほか、遊休農地の解消・遊休化の未然防止などの対策を一層推進してまいります。

担い手の育成対策の推進について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成確保とその配偶者対策の積極的な推進を図る必要があります、農業担い手育成センターを中心に関係機関・団体、南十勝町村との連携を強化し対応してまいります。

農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

地域に根ざした農政活動の推進について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し必要がある場合には企画立案を行うとともに、その推進施策を実施する行政機関に対し、施策の改善など具体的意見を提言し、地域に根ざした農地活動を推進してまいります。

情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用し、農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供を行ってまいります。

農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農業生産法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や、関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民みなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** これで各執行方針の説明が終わりました。

#### ◎日程第8 報告第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

**○議長（高橋和雄君）** 日程第8、報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

平成30年1月24日、教育委員会職員が歩くスキーコースの造成作業を行うため、教育委員会所有のスノーモービルを移動中、文化創造センター東側駐車場において、操作を誤り、駐車している車両の後部バンパーに接触し、損傷を与えてしまいました。

修理を終え費用が確定したことから、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定、本則第2項の規定に基づき損害賠償額を決定し、賠償したものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

#### ◎日程第9 承認第1号 平成29年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について

**○議長（高橋和雄君）** 次に、日程第9、承認第1号、平成29年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、一般被保険者に係る療養費及び高額療養費の予算に不足が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、坂村住民課長、お願いいたします。

**○住民課長（坂村暢一君）** それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー9番、平成30年専決第2号国民健康保険特別会計補正予算書、7ページをお開きください。

最初に、歳出で、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の説明欄、旅費で普通旅費1万3,000円の追加ですが、これは国保の都道府県単位化に向けて、2月15日、2月16日に札幌で開催されました市町村連携会議に急遽出席する必要が生じたことによるものであります。

その上段、事務賃金で、決算見込による不要額1万3,000円を減額し調整したものであります。

続いて、下段、2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費の説明欄、療養費65万円の追加及び8ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費の説明欄、高額療養費614万6,000円の追加ですが、それぞれ不足が生じたことによるものであります。

戻って6ページ、歳入ですが、上段、療養給付費負担金219万円の追加は、療養費及び高額療養費の歳出額が増えたことによるものです。

下段、基金繰入金460万6,000円は、国保基金から繰入れし、調整しようとするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、平成29年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認されました。

## **◎日程第10 議案第1号 中札内村企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第10、議案第1号、中札内村企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が一部改正され、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」となったことに伴い、この法律に基づく支援措置の一つとして固定資産税の課税免除を規定する本条例についても改正の必要が生じたことから、一部改正を行おうとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、阿部総務課長、お願いをいたします。

**○総務課長（阿部雅行君）** それでは、補足説明を申し上げます。

議案関係資料、黒ナンバー16番、1ページをお開きください。

条例の新旧対照表でご説明いたします。

先ほど、提案趣旨の説明のあったとおり、今回の改正は法改正により条例改正を行うもので、これまで企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法となったもので、条例そのものは固定資産税を免除するもので、その点は変わりなく、法律名及び字句等の改正を新旧対照表のとおり行うものでございます。

附則において、施行日は交付の日とし、2ページになります。

第2項、経過措置で、改正前の条例に基づき課税免除を受けられるよう経過措置を設けるものです。

以上で補足説明終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、ちょっと単純なのですが、1点教えていただきたいと思っております。

ちょっと不勉強で分からないのですが、執行状況で、村長新たに村の基本計画を策定したという報告がありました。

それに関連して、課税免除に係る条例の一部改正ということで、ただいま、改正前、改正後とあったのですが、第2条の課税免除の中で、同意の日から起算して5年以内というもの、これを計画期間内という、こんなことで5年から計画期間内ということに変えるのですが、その5年が計画期間内ということになれば何年、いつまでかということが単純に思うのですけれども、分かれば教えていただきたいと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 改正前におきましては、はっきり5年と書いていたのですが、改正後はそれを抜かしております。

というのは、計画自体が5年間の計画でございます。

ですから、その部分を除いたということになります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。  
そのほか。  
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） これで質疑を終わりたいというふうに思います。  
議案第1号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

議案第1号、中札内村企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第2号 中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、議案第2号、中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、第3子以上の出産に伴う出産祝金の受給資格者を定めた条文において、複数の解釈が成り立つことから、受給資格をもつ対象者を明確にし、解釈の相違による不具合を解消するため、現行条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー16番、議案関係資料の3ページ、改正いたします条例の新旧対照表をお開きください。

まず、新旧対照表の左側、改正前をご覧ください。

現行の条文では、大きく3点の受給資格を謳っており、1点目は、中札内村に1年以上在住する者。

2点目としては、2児、二人のお子さんを養育した後において、3子以上を出産した者。

3点目としては、6カ月以上に渡り児童を養育している者。

この要件の全てを満たさなければなりません。

しかし、1点目の1年以上の在住期間につきましては、本来、出産前の住民である期間

を指しておりますが、解釈によっては、出産後の在住期間ですとか、出産をまたいだ在住期間もカウントし、受け取ることが可能な条文となっております。

今回の改正において、1年以上の在住要件に替え、村に居住する者とする事で解釈による不具合解消に合わせて受給資格の幅を広げようとするものであります。

2点目の2児を養育とした条文ですが、現実的には3子以降4子目などの出産もあるため、2児と限定した表現に支障があることから、現に1子以上とした文言に修正を行うものであります。

3点目、6カ月以上児童を養育、この文言に関しては、かつの文言で前後の条文を結んでおりますけれども、どの児童の養育を指しているのかが若干不透明な面があるため、3子以上の児童を当該子とした表現で限定する改正となります。

新旧対照表の右側、改正後の条文を要約いたしますと、これまで1子以上を養育し、本村に住民票を置いている者が、3子以降の児童を出産、そのお子さんを6カ月以上の期間養育した者を対象とする旨を明確にし、併せて、受給資格の対象要件を一部拡大しました本村の子育て支援策として位置付けするものであります。

なお、一部改正後の条例につきましては、附則にありますとおり、平成30年4月1日より施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号に関する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** ちょっと解釈が難しいので、私が考える中でのこの対象になる例というか、そういう人をちょっと、それで質問いたしますのでお答えいただければ。

この改正の中では、例えば、再婚したときに、それぞれに子どもさんがいて、そして再婚した中で1子が生まれたとしたら、その時点で6カ月を過ぎていたらお祝い金としていただけるというようなことも考えられると思いますので、そういったこともあるというように思っていますけれども、そのいう人たちも対象になるということですね。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** 再婚されていて、2子のお子さんを養育している中で、再婚相手と第1子が生まれたということであれば3子ということ認められると。

ただ、補足しますけれども、条例の中ではそこまで細かく謳っておりません。

**○議長（高橋和雄君）** 再婚してお互いの子どもがいて、それで3子目というのはどうかということだと思っておりますけれども。

**○福祉課長（高島啓至君）** 答弁したつもりでしたが、お二人、どちらのお子さんでも構わないのですが、例えばですが、お一人ずつお子さんがおられた方が再婚されて、二人のお子さんを養育している。

その中で3子目が生まれた場合は該当しますという意味です。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 分かりました。

そういうことで、しっかりと中身が精査されるようにしたというような最初の説明がありましたので、そういった人がいたときには、丁寧にその内容を説明して祝い金を出してあげることが大切ではないかなと思っております。

それでちょっと参考までお聞きしたいのですけれども、今まで中札内に以前にもこのような祝い金制度がありまして、3子目以上、1年以上中札内にいた人に対しては、お祝い金として10万円あげていたと思いますけれども、今までどれぐらいの人たちが、近年、そういう祝い金の対象者となったか、参考までにお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 今年度、平成29年度においては、まだ交付されていない方を含めて6名予定しています。

昨年28年度は6件、その前27年度は4件、平成26年度が10件です。

ちょっとそれ以上は手持ち持ってきておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思います。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、中札内村出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

12時になりますので、これから後は午後からにしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第12 議案第3号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、議案第3号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○**村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において平成30年4月1日から施行される「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」並びに「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、本条例が引用している条項の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** それでは補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○**福祉課長（高島啓至君）** それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー16番、議案関係資料の4ページをお開きください。

改正いたします条例の新旧対照表をお開きください。

提案の趣旨でもありましたが、国の法律改正並びに関係規則の一部改正により、上部法の条項が移行する旨の通知を受けまして、本村条例に引用する法律の条項のみを修正する改正となります。

このたび改正されました法律の具体的な内容は、主に指定都市などの権限移譲に関する関係したもので、本村には直接的な影響はありませんけれども、条例第15条に引用しております法律第3条第9項の前に、二つの条項が新設されたことから、新旧対照表左側、改正前の下線で示す法律の条項、同条第9項の文言から、改正後の同条第11項と2項繰り下げするものであります。

なお、今回、一部改正後の条例につきましては、平成30年4月1日より施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎**日程第13 議案第4号 中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第13、議案第4号、中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により「後期高齢者の医療の確保に関する法律」第55条の2の規定が平成30年4月1日から施行され、住所地特例を受けている国保の被保険者が後期高齢者医療制度に加入する場合、前住所地の市町村が加入する広域連合へ保険者が変更になることから、本条例を改正する必要があるため、一部改正を行おうとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、坂村住民課長、お願いします。

**○住民課長（坂村暢一君）** それでは補足をして説明をさせていただきます。

同じく黒ナンバー16番、議案関係資料5ページをお開きください。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律。

これが平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることによる改正であります。

具体的な改正の内容ですが、他市町村の施設や病院等に入院・入所をして住所が移った場合、国民健康保険、後期高齢者医療制度とも施設等の所在、住所地ではなく、前住所地の被保険者となるいわゆる住所地特例の適用を受けることとなりますが、国民健康保険の加入者が75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入する場合、現行では後期高齢者医療制度の住所地特例が適用されず、施設等の所在地の市町村が加入する広域連合が保険者となり、施設等が多く設置されている市町村が加入する広域連合の負担が増加する傾向にあることから、この住所地特例を見直すことになっております。

現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が75歳到達等により、後期高齢者医療制度に加入する場合、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となることとなります。

平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者になる者から適用となります。

本条例第3条第5項に、この住所地特例の保険者の変更の規定を追加し、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項及び第2項の規定をより明確化するために、条例第3条第1項から第4項の文言条文を整理するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第4号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、中札内村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号 平成29年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第15 議案第6号 平成29年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第16 議案第7号 平成29年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第17 議案第8号 平成29年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第18 議案第9号 平成29年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第19 議案第10号 平成29年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第14、議案第5号から、日程第19、議案第10号までの平成29年度中札内村各会計補正予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ3,483万円を追加し、総額を42億170万7,000円に調製したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ723万9,000円を追加し、総額を5億2,674万7,000円に調製したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ109万8,000円を追加し、総額を2億6,957万6,000円に調製したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ82万5,000円を減額し、総額を6,376万5,000円に調製したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ

91万4,000円を減額し、総額を1億4,404万7,000円に調製したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ3,538万1,000円を減額し、総額を2億1,518万4,000円に調製したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番をご用意ください。

はじめに、各施設管理において共通する事項についてご説明いたします。

本年度は、燃料価格の高騰のため、役場庁舎、文化創造センター、各学校などの燃料費及び指定管理施設の交流の杜、体育館、上札内交流館の燃料費に係る分で、委託料の追加があります。

当初予算は、A重油であれば60円ほどの単価でしたが、現在は90円ほどになっており、合計の補正額は16施設で1,290万円余り、この額を追加いたします。

次に、ふるさと納税に伴う各基金の積み立ての追加がございます。

2月末現在で1,900万円を超える寄付がありましたので、寄付者の意向などから、ふるさと活性化基金、福祉基金など合計8基金にそれぞれ追加をして積み立てを行います。

それでは、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

34ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中段の積立金、公共施設等整備基金6,333万8,000円の追加及び庁舎整備基金3,000万円の追加は、本年度の村税の追加、分譲地の売却、自動車取得税交付金の増加のほか、歳出執行残により生じた財源を将来の公共施設整備などに備えるため積み立てを行うものであります。

36ページをお開きください。

3目財産管理費、説明欄下段の公共施設解体撤去等工事329万4,000円の減額は、上札内消防会館、上札内プール、保育所の解体工事について、工事契約額確定により減額いたします。

次の土地購入費は、分譲宅地買戻し分を見ておりましたが、今年度は買戻しがないことから、343万7,000円を減額いたします。

38ページ、7目電子計算費、説明欄中段、パソコン購入費100万2,000円の追加は、新年度に交流職員として受け入れる北海道職員、外国語指導助手、地域おこし協力隊員など職員数の増加に対応するため、5台を購入いたします。

40ページをお開きください。

2項企画費、2目広報公聴費、説明欄中段、屋外アンテナ設置等委託141万1,000円と、その2段下、個別受信機397万9,000円の減額は、購入台数の減少などにより減額いたします。

個別受信機は、当初180台購入の予定でしたが、最終的に予備機等を含めて120台の購入で整備を終えることができることとなっております。

41ページ、説明欄下段、小規模企業支援補助金については、今年度は申し込みがなく

300万円を減額いたします。

この制度のこれまでの利用は4件となっております。

49ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、臨時福祉給付金166万5,000円の減額は、受給者の対象が非課税世帯であることから、当初見込みより受給者が減少したことによります。

特定財源の臨時福祉給付金事業費補助金も減額しております。

次に、52ページ、4目障がい者福祉費、説明欄上段、日中一時支援事業委託315万8,000円の減額は、利用見込6人のうち2人の利用がなかったことにより、今回減額を行うものです。

この4行下段、南十勝子ども発達支援センター負担金は、センター職員の人件費が減少したことにより、負担金が112万2,000円減額するものでございます。

53ページ、6目社会福祉医療費、説明欄中段、重度心身障がい者医療費については、医療費の減少が見込まれることにより、216万3,000円の減額をいたします。

特定財源の道補助金についても119万1,000円減額しております。

56ページをお開きください。

2項児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄下段、保育士賃金265万1,000円の減額は、嘱託職員1名に係る人件費を減額しております。

57ページ、説明欄下段、時間外勤務手当は、胃腸炎、ノロウイルスに対する消毒作業などにより増加となる66万8,000円を追加いたしております。

62ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄中段、予防接種業務委託165万8,000円の減額は、麻疹、風疹、水痘、日本脳炎などの予防接種者数が少なかったことにより減額するものでございます。

67ページ、6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄下段、堆肥化処理施設修繕工事は、発酵施設の天井プレス修繕とロータリー攪拌機の修繕ですが、契約額確定により300万1,000円を減額いたします。

次のページの上段、新元気な畑づくり事業補助金は、額確定のため320万円減額いたします。

今年度につきましては、客土5件、石礫除去14件、苗木購入1件に対して助成をしております。

同ページの2目農業振興事業費、説明欄下段、担い手確保経営強化支援事業補助金1,460万8,000円の追加は、国の平成29年度の補正予算によるこの事業に採択されたことにより追加するものです。

2経営体に対して、トラクター、スプレイヤーなど機械導入費の2分の1の助成で、特定財源として同額、北海道補助金を追加しております。

69ページ、4目土地改良事業費、説明欄中段、土地改良圃場生産基盤向上対策事業補助金は、設置が当初予定より次年度への作付けへの影響などから実施が少なくなり、527万円減額するものでございます。

70ページ、3項畜産費、3目牧場費、説明欄下段、牧場管理委託は、人件費などの減額により1,696万円減額いたします。

次の段の飼料保管庫設計委託は、新牛舎建設に伴い移設予定していた保管庫が老朽化の

ため移設できなくなり、新たに建設するため、設計委託費178万2,000円を追加するものでございます。

来年度の飼料収穫に間に合うよう、今回、設計費の追加を行うもので、併せて、繰越明許費の設定を行っております。

72ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄下段、中小企業振興資金利子補給補助金104万5,000円の減額、下段の同資金保証料補給補助金31万7,000円の追加、下段の中小企業者事業資金利子補給費補助金36万9,000円の減額は、これにつきましては、実績により減額及び追加をするものです。

保証料補給補助金が増加となるのは、保証料の一括償還された方が多かったことによるものでございます。

76ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、説明欄、道路維持委託1,367万7,000円の減額は、道路補修箇所の減少及び側溝床ざらい延長の減少などにより減額を行うものであります。

説明欄中段の除雪委託は、12月に1,000万円追加していますが、本年度は降雪が多く、今後を見込んで、作成時点では3,500万円を追加予定しているものでございます。

説明欄下段の道路改良舗装工事1,310万6,000円の減額は、契約額確定によるもので、この工事に含んでいる中島新橋橋りょう補修工事は、国の補助が今年度付かなかったことにより、次年度以降に施工するため減額を行い、特定財源の国の補助金、社会資本整備総合交付金も1,011万2,000円を減額しております。

83ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄下段、永井明奨学金貸付金は、今年度の実績により426万円減額いたします。

特定財源として基金繰入金を同額減額をいたします。

86ページ、5目スクールバス運行費、説明欄、通学用自動車運行管理委託は、超過走行分に不足が生じることから、298万円の追加を行います。

89ページをお開きください。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、一般備品21万9,000円の追加は、シュレッダーの故障に伴い新たに購入を行うものです。

94ページをお開きください。

5項社会教育費、4目文化創造センター管理費、説明欄下段、備品購入費155万1,000円の減額は、展示用パネルの更新ですが、当初予算時想定していたものよりさらに軽量で安価なパネルを購入したことなどにより減額を行うものです。

95ページ、11款災害復旧費、説明欄、戸蔭大橋災害復旧工事は、契約額確定のため、366万6,000円を減額いたします。

この事業につきましては、今年度と30年度の2カ年の継続事業ですので、後ほど説明しますが、継続費の変更も行ってございます。

また、特定財源の国庫負担金312万8,000円と復旧に係る起債50万円を減額しております。

96ページ、12款公債費の長期債償還の元金及び利子の減額は、借入額及び借入利率

確定に伴う減額となります。

次に、13款諸支出金、特別会計繰出金ですが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道の4会計合わせて728万9,000円を減額しております。

次に、99ページをお開きください。

給与費明細書ですが、一般職の表、給与費の比較で、50万9,000円の減額は、病気休職者によるものです。

職員手当の内訳の左から3項目目、時間外勤務手当の欄をご覧ください。

比較の欄で、120万2,000円の減額となっておりますが、これは3月分までの支給を見込み減額を行うものです。

その他の手当の減額は、異動等によるものでございます。

戻っていただきまして、13ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1款村税で、1項村民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項たばこ税、これにつきましては、現在の賦課及び収納率を見込み、それぞれ追加・減額を行うものです。

現年度の収納率は、村民税で99%、固定資産税で99.8%を見込んでおります。

次に、4款配当割交付金、7款自動車取得税交付金及び9款地方交付税の普通交付税、これらにつきましては、交付額の確定によるもので追加・減額しております。

16ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、牧場使用料1,174万2,000円の減額は、預託頭数の減少に伴うものです。

5目土木使用料、村営住宅使用料293万8,000円の追加は、家賃の確定によるものです。

公営住宅の家賃につきましては、収入に応じて変わりますが、平成29年度につきましては増加となっております。

17ページをお開きください。

営農用水道使用料は、使用実績により104万7,000円を追加いたします。

21ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目災害復旧国庫補助金179万2,000円の追加は、平成28年度交流の杜フェンス災害復旧工事が対象となり、工事費の3分の2が対象となっております。

24ページをお開きください。

14款道支出金、4目農林業費補助金、3節造林事業補助金112万6,000円の追加は、これは準備地拵え事業の補助金について、これまでは翌年度受けていたのですが、今年度につきましては、当該年度受けることになり追加するものでございます。

27ページをお開きください。

15款財産収入、2項財産売払収入、1節の不動産売払収入613万9,000円の追加は、ときわ野第4次分譲地の売払収入を追加しております。

2節の動産売払収入、立木売払いは、間伐材積の増により220万5,000円追加し、車両売払いは、福祉バスをインターネット公売により72万円で売払いを行っております。

28ページ、19款諸収入、1節職員住宅建設資金貸付金返還金201万7,000円の追加は、退職により繰上償還があったため追加をいたします。

29ページ、説明欄、いきいきふるさと推進事業助成金100万円の追加は、これは北海道振興協会が地域の活性化対策などに助成している事業でして、今回、開村70周年事業が対象となり、100万円の交付を受けております。

30ページ、鉄くず売払266万1,000円は、公共施設解体によって出された鉄くずの売払いになります。

7ページにお戻りください。

先ほど説明した継続費の補正です。

戸蔦大橋災害復旧事業の年割額の変更です。

8ページの繰越明許費は、大規模草地育成牧場飼料保管庫の設計委託事業についてになります。

9ページをご覧ください。

第4表、債務負担行為補正は、新年度から文化創造センターの音響照明操作委託と図書館管理業務を合わせて管理運営を行おうと、5年間の限度額を7,181万1,000円として、債務負担行為を行おうとするものです。

平成30年度からですが、本年度中に入札契約等を行うことから、今回提案いたします。

下段のインターネットサーバー更新事業償還金は、契約額確定に伴い変更を行うものでございます。

10ページ、第5表、地方債補正ですが、追加するものとして、交流の杜災害復旧事業が80万円に限度額を設定するもので、変更するものとして、公共施設解体撤去等事業は4,660万円、一般廃棄物処理事業は1,140万円、公営住宅建設事業は4,950万円、戸蔦大橋災害復旧事業は1,390万円にそれぞれ限度額を変更をしようとするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、坂村住民課長、お願いをいたします。

**○住民課長（坂村暢一君）** それでは、補足をして説明をいたします。

黒ナンバー11、国民健康保険特別会計補正予算書の14ページをお開きください。

最初に歳出ですが、下段の2款保険給付費、1項療養諸費、説明欄、一般被保険者療養給付費2,644万8,000円の追加。

次に、15ページ中段、説明欄、退職被保険者等療養給付費323万3,000円の減額についてですが、これらは12月診療分までの医療費の支出状況を勘案し、追加・減額するものであります。

続いて、17ページ上段の2項高額療養費、説明欄、退職被保険者に係る高額療養費100万円の減額ですが、これは退職被保険者に係る入院通院等の医療費が、当初見込んだよりも減少して推移していることから減額しようとするものであります。

次に、中段、4項出産育児諸費、説明欄の出産育児一時金42万円の減額ですが、これは当初よりも国保被保険者における出生数が減少する見込みであり、1件分を減額しようとするものであります。

次に、20ページをお開きください。

7款共同事業拠出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金587万4,000円の減額。

続いて、21ページ上段、説明欄の保険財政共同安定化事業拠出金609万3,000円の減額ですが、これらは全道及び本村の過去3年間のそれぞれの対象となる医療費の総額と、被保険者数をもとに算出されたものであり、それぞれ、その拠出額が確定したことから減額するものであります。

戻っていただいて、8ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税、1目一般被保険者分について、直近の調停額により現年課税分、滞納繰越分それぞれ追加・減額し、合わせて123万円を減額するものであります。

次に、9ページ、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金511万3,000円の追加及びその下段、2目高額医療費共同事業負担金146万8,000円の減額ですが、一般被保険者に係る療養給付費など対象経費の確定によるものであります。

次に、中段の2項国庫補助金、説明欄の普通調整交付金940万4,000円の減額、特別調整交付金9万8,000円の追加となっておりますが、現時点で決定しておりませんが、変更申請額により減額・追加するものであります。

次に、その下段、3款療養給付費交付金393万2,000円の減額ですが、これは対象経費である退職被保険者の医療給付費等が確定したものであります。

次に10ページをお開きください。

中段、5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金146万8,000円の減額ですが、対象経費の確定によるものであります。

下段の2項道補助金、1目財政調整交付金485万5,000円の追加については、変更交付の決定によるものであります。

次に、11ページ上段、6款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金118万9,000円の追加。

その下段、保険財政共同安定化事業交付金1,055万円の減額については、それぞれ交付金の対象となる経費が確定したことによるものであります。

下段、8款繰入金、1目一般会計繰入金の説明欄、事務費負担分53万5,000円の追加は、歳出における事務費の増加に伴うもので、次の出産育児一時金分28万円の減額は、歳出における国保加入者の出産が想定より少なかったことによるもので、次の財政安定化支援事業421万3,000円の減額は、交付額の確定によるものであります。

次に、その下段、保険基盤安定繰入金軽減分35万3,000円の追加。

その下、支援分10万1,000円の減額は、確定によるものであります。

次に、12ページをお開きください。

中段の9款繰越金については、28年度決算額の残額55万2,000円を追加し、その上の2項基金繰入金、説明欄の国保基金繰入金を2,688万1,000円追加し、財源の調整をしております。

続いて、黒ナンバー13番、後期高齢者医療特別会計補正予算、6ページをお開きください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料ですが、直近の調停額より推計し、年金からの特別徴収保険料については、169万8,000円の追加。

その下段、普通徴収保険料については、210万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、2款繰入金、1目一般会計繰入金、上段の事務費繰入金91万円の減額は、広域連合事務費負担の確定及び財源調整によるものであり、その下段、3款繰越金65万8,000円の追加は、28年度決算額の確定に伴うものであります。

次に、7ページをお開きください。

歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険料等負担金41万4,0

00円の減額は、広域連合に納付すべき保険料が減少したことによるものであります。  
以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次は、高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、予算書の9ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたしますが、補正に伴う歳入の財源調整額につきましても若干補足を加えて説明いたします。

9ページ下段、1款総務費、3項、1目介護認定審査会費、説明欄、南十勝介護認定審査会負担金47万1,000円の増額は、南十勝4町村による審査会共同設置の負担額について、本年度の決算見込みと前年度の精算により不足額が発生するため増額するものであります。

続いて、10ページ中段、2款保険給付費、1項、1目介護サービス等諸費、19節208万円の増額は、右側の説明欄に内訳を記載しておりますけれども、居宅介護サービスのうち、訪問入浴介護並びにデイサービスの利用増加により、280万円を追加するほか、介護予防サービスのうち、要支援認定を受けた方の梅花荘への入所が本年度なかったことにより、212万円を減額。

施設介護サービスでは、恵津美ハイツなどの特養、老健施設の入所者増加に伴い、140万円を追加するものでございます。

この財源につきましては、ページ中列、国庫支出金の合計額として52万円余り、道支出金の37万円余りのほか、起債による調整を行っております。

次に、12ページをお開きください。

ページ中段、2款保険給付費、3項、1目高額医療費合算介護サービス等諸費、19節25万円の減額。

13ページの4項、1目特定入所者介護サービス等諸費、19節45万円の減額は、それぞれ今年度の執行見込による余剰相当額として減額するものであります。

次に、歳入の説明に入ります。

6ページまでお戻りください。

上段、1款、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料20万6,000円の減額は、現年度分の介護保険料収入見込みにより減額するものであります。

ページ中段、3款国庫支出金、以下7ページの4款道支出金、5款支払基金交付金は、科目により補正額に増減がありますが、歳出側の介護給付費、地域支援事業費などをそれぞれルールに基づく負担割合で案分し、年度内における最終的な歳入額の調整を行うものであります。

次に、8ページ上段、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金19万6,000円の減額は、説明欄、介護給付費繰入金、現年度分17万9,000円の増額以下につきまして、目的別に一般会計からの繰入額を調整するものであります。

また、ページ中段、介護保険事業基金繰入金は、196万5,000円を増額、総額88万6,000円を繰り入れ、歳入の不足額を補うことで会計全体の財源調整を行っております。

以上で説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、成沢施設課長、お願いします。

**○施設課長（成沢雄治君）** それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

黒ナンバー14番、簡易水道事業特別会計補正予算書の6ページをお開きください。

歳入の主なものですが、2款使用料及び手数料、水道使用料の51万4,000円の減額は、平成29年度の料金改定に伴い、今年度のみ基本料金が11カ月分になるため減額となっております。

次に、7ページの繰越金98万円の追加は、平成28年度決算額の確定によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

歳出ですが、右説明欄、一般経費、備品購入費59万5,000円の減額は、水道メーター購入時の単価契約によるものでございます。

その下段、公課費、消費税は、予算時の見込みと実績の差により、56万2,000円を減額するものです。

その下段、簡易水道基金費、基金積立は、余剰金見込増により財源調整として373万5,000円を追加するものでございます。

次に、9ページの受水費は、台風の影響による全量受水期間が予定より短縮できたことにより、230万6,000円減額するものでございます。

この減額に伴い、歳入の受水費、負担金が60万8,000円減額となっております。

続きまして、黒ナンバー15番、公共下水道特別会計補正予算書をご用意ください。

補正予算書7ページをお開き願います。

歳入ですが、2款使用料及び手数料の下水道使用料153万5,000円の追加は、料金改定に伴い増額及び大口使用者の使用料増などの要因によるものでございます。

3款国庫支出金、下水道国庫補助金1,886万9,000円の減額は、予定していた工事が交付金カットにより中止したことによるものでございます。

8ページ下段をご覧いただき、下水道事業債1,730万円の減額も同理由によるものでございます。

7ページに戻りまして、4款繰入金の一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整で、206万5,000円を減額するものでございます。

次に、8ページの繰越金105万4,000円の追加は、平成28年度決算額の確定によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

歳出ですが、右説明欄中段、下水道調査設計委託904万円の減額は、交付金カットにより改築更新実施設計の委託を見送ったことによるものでございます。

その下、工事請負費2,558万円の減額は、同じく交付金のカットにより二つの工事を見送ったことによるものでございます。

下段、公課費、消費税は、予算時の見込みと実績の差により99万9,000円を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 大変長い時間になりましたが、提案理由の説明を終わらせていただきたいというふうに思います。

これから6件を一括して質疑を行いたいというふうに思います。

それぞれ質疑をお願いいたします。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、何点かお伺いをしたいというふうに思います。

まず、一般会計ですけれども、76ページの中段の除雪委託3,500万円ということで、今日も雪降っておりますけれども、今年度執行状況報告にもありましたとおり、雪が例年より多いということで致し方ないわけですが、関連してちょっと聞きたいのですが、当初3,600万円、12月に1,000万円予算化しているのですね。

それで、関連して、今まで除雪した回数、今までということは、恐らく3月1日の分はここには入らないのではないかなというふうに思うのですが、それまでの回数、併せて排雪を例年よりもかなりやっているということで、住民かなり喜んでいるわけですが、ちょっと聞くとところによると、10日ぐらい排雪したということをお聞きしておりますけれども、排雪した日数がどれぐらいあるのか。

併せて、それらの支出を要するというか、支出をした総体のそれでの金額がどれぐらい支出されているのか。

あるいは、今回3,500万円ということで、3月1日も含めてだと思っておりますけれども、予測される除雪ということで組まれたのだと思うのですが、聞くとところによると、その金額も足りないので、追って追加をするというような話もちらっと聞きましたが、その除雪の回数、排雪の日数、そういうものを3,500万円ということで、それらの回数、日数をどの程度見込んでの3,500万円なのか知りたいなというふうに思います。

それで、札内川河川敷の方に雪捨て場を設けているのですが、何かかなり広い捨て場のだけれども、排雪を持っていく段階でそこが満杯になったという状況をお聞きしております、これらについての別な場所を設けることで検討されているのではなからうかなと思うのですが、そこら辺の雪捨て場の関係ですね、そこら辺がどういうふうになっているのかお聞きをしたいなというふうに思います。

それから2点目としては、86ページのスクールバス運行管理の委託料298万円の追加ですが、これについては、それぞれ毎年同じぐらいの走行キロ数に応じて幾らということで当初契約しているというふうに思うのですが、298万円ということでかなり3月補正としては高額な追加補正になっているのではないかなと思うのですが、これの主な要因というのかな、恐らく少年団活動、どここのクラブがこうだとかあだとかというそんな理由が恐らく際立ったものがあるのではなからうかなというふうに思いますので、その辺の理由と、その金額の根拠というかな、走行距離に単価を掛けていくのですけれども、そこら辺がどういう状況になっているのかということをお聞きをしたいなというふうに思います。

それと後、総務課長の方から補足説明がありましたけれども、上札内交流館、体育館管理か、ここら辺についてはA重油の単価の上昇によるということの委託料の増加ということでのいいのか。

何かそのように説明されたような気がするのですが、その辺の確認についてお願いをしたいと。

以上、お願いをいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 3点についてお願いをいたします。

成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 今年度のまず除雪の状況について報告させていただきたいというふうに思います。

まず、2月末現在で、出動が17回、これは全線になります。

さらに郊外に4回を出ておりますので、出動は21回出ていることになります。

さらに、拡幅作業で2回出ておりますので、この拡幅にかかった日数については、申し訳ございませんが押さえておりません。

排雪が2回、12月と2月に排雪を行っておりまして、1回目の排雪は8日程度、2回目の排雪は2月13日から始めておりますので、2月28日まで実施をし、合計で8日足して21日程度実施をしております。

排雪については、残り2、3日ありまして、全部が終わっていなかった状況にあります。

今回の補正予算についてですが、まず、通常吹雪による吹き溜まりの処理も含めて、補正時で9回を予定しておりました。

2月に出ている分もございましたので、5回程度はすでに出動済みというような形となっております。

前段に言った除雪については2、520万円程度を予定し、排雪については2月に1回分を想定して1、000万円。

さらに、融雪対策道路ということで、郊外の除雪をしていない道路もあるのですけれども、そこは3月に雪割り作業とって対策を講じているのですが、それが120万円、今回追加をするということで3、500万円を計上させてもらっております。

今の額を総額足して3、500万円に合わない分は、当初、3、500万円、さらには1、000万円の執行残が147万8、000円ありましたので、その分を差し引くと3、500万円というような補正額になってございます。

札内川の雪捨て場の状況でございますが、28日の排雪作業時には、もうすでに満杯ということで、排雪につきましては、もうちょっと早い時期から43号の元のごみ捨て場、阿部さんの北側にあったと思うのですけれども、あそこを臨時排雪場として広げております。

基本的には一般の方が近いところに捨てれるようにということで、札内川の部分については、若干空けながら、排雪の部分については常盤43号の部分に雪捨て場をつくって対応していましたが、この雪で、今黒田議員がおっしゃったように、札内川の方は満杯になっておりますので、一般の方も連絡を受けている部分につきましては、常盤43号のところに捨ててくださいということで対応をしている状況でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** スクールバス運行委託料の追加298万円の内訳ですけれども、村有車両3台の分の超過日数は、1台目のみどりが34日、ひばりが42日、かしわが31日で、それぞれ1日の単価が税抜で2万5、000円となっております、3台分合せての超過日数分の追加補正額が234万9、000円です。

そのほか超過距離分として差し引きの63万1、000円が今回の追加の内訳になっております。

当初予算で全く見ていなかったというものが、上札内プール廃止に伴いまして、上小と上札内保育園の送迎が新たに追加になったことが、一部この中に入っております。

上札内交流館の管理委託料の追加73万円ですけれども、重油代の当初の計上額が1リットル58円、これは各施設同じだと思いますけれども、それで積算をしておりましたが、先ほど冒頭に総務課長から説明がありましたように、約90円近くまで価格が上昇したということで、その分がこれまで給油したことが予算を食っていたということです。

さらに年度内、量については当初から見込んでおりましたけれども、4、100リットル程度必要だということで、2回ですね、合わせまして73万円の追加が必要となったものでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 当然雪が多ければ、施設課長言ったように、かなり回数も増えているということの追加ですよという答弁がありました。

その中で、冒頭言っていた郊外云々というのは、郊外というのは何を指しているのかちょっと説明をしてほしいと思うのですけれども。

村外ではないのかな。

それと、雪捨て場の関係ですよ。

当然、今ロータリーで吹き上げていませんから、ブルか何かで押しているのかな。

そうするとあまり高さもないということで、面積が一定の今まで間に合っていたけれども、かなり降雪が多くなると、そこでは賄いきれないということで43号移るのは当然だと思えるのです。

何かいろいろ聞くと、運転手が各会社足りない状況なのかな。

何かそのように耳に入ってくるのですが、そうすると常盤43号ということになると、札内川の堤防なら2回行けたところが1回しか行けないということで、かなりやっぱり排雪の日数も1日で終わるやつを2日も3日もかかるということになりますよね。

ですから、総体的に考えて、私の言いたいことは、やっぱり今の札内川河川敷、そこで置くようにということで、今のブルで均しながらそこをどんどん行くと満杯になってしまうということですから、かなりロータリー除雪車あたりでかなりやっぱり10メートル、15メートルとかってかなり高く飛ぶのですが、そんなことをすれば、新たな市街の平坦のところ、捨て場の土地を確保しなくて、そこへ持っていけば、今まで倍以上な量をそこへ捨てれるということなので、今後のことですけれども、私が考えるのはやっぱりそんなことも腹案的に考えていくべきでないのかなという気がするのですが、それでロータリー車もいるわけですけれども、当然1台しかないですから、何か1台が5、000万円ぐらいするのですかね。かなり高額のようなので、補助で入るとすれば1台入ると2台目は対象にならないという話も聞きますので、例えば、そういう計画をしながら、やはり開発の払い下げを受けた中でそこに使うとかということも考えていくべきことでないのかなという気がしますので、そんな意見もあるということで参考にさせていただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** まず1点目の郊外という部分については、街以外の、農家さんというか号線ですね、39号だとか8号だとか、東1線、東2線という街以外の部分について郊外というちょっと言い方をしながら、各路線を回らせていただいている部分が、今、吹き溜まりで郊外の方出ていますよという話させていただきました。

さらに札内川の雪捨て場の状況の話なのですけれども、実は河川敷につきましても、開発から期間を決めて借りているのですよね。

当然河川敷ですので、一定の高さまでしか積むことができないということで、どんどん積み重ねればずっとできるのですけれども、実はある一定の高さ、堤防の高さまで積んでくれ

いに均しているのですけれども、今年は、ニュースや何かでもよく言っていますが、ちょっと気温が低くて、積んだ物が下がっていかないと。

1 1月から溜まった部分がなかなか融けていかない部分もあって、雪捨て場が広がっていかないというのでしょうか、そういう原因もありまして、今回は特に雪の多さと寒さが原因というふうに思っておりますので、今年度は特別かなというふうに思っている状況です。

ただ、今年度のような状況がまたできれば、同じ状況になりますので、河川敷には限界があって、基本的に満杯になれば常盤43号のところを使用していくような形にならざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 開発の河川敷ということですから、それぞれ開発は開発が管理している中の、今言われたような規制事項が多々あるのかな。

だめだというところにはいいのではないのと言ってもなかなか通用はしないと思うのですが、私の言いたいのは、先ほどもちょっと言ったように、43号まで1台のダンプがロータリーで積んだやつを行って帰ってくるといったら、5台や何かで終わらないから、そのことが10台必要でないのかということになりますし、そうなると、かなり除雪費も膨らむと。

そしてお金を払っても運転手が少ない状態だと、やはりその辺の状況が生まれてくるのではないのかなというふうに思うものですから、できるだけこっちの近いところの用地を確保する中で、やはりその高さ、私が言うのは、隣の更別村ですけれども、あそこはすももの里とこっちのリサイクルセンターかな、あの2カ所に20メートルぐらい大きい山あるのです。

あそこに聞くと、周辺の人あまり水対策というの、あまりそんなことは全然聞かないということなので、開発が言っている何かそんな状況にはならないということで、その2カ所、かなり積み上げた形で近いところにどんどん排雪した物を持って、いわゆる5、6台でダンプの行き帰りしているのかな。

そんなことを参考にしながら、本村においても、市街地区の近辺のところにもそういったものも考えて、機械についてはそんなことも、今後のことも踏まえた中での考えも頭に入れていく必要があるのではないのかなというふうに感じたものですから、あえて発言をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきます。

15分休憩させていただきます。

2時30分から再開させてください。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時29分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思っております。

補正予算に対する質疑を受けております。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今、除雪費のことが出ましたので、関連して質問させていただきます。

す。

今の補正の3,500万円で、今回、1日に雪が降って、今道路がとても悪い状況にありますけれども、私の家の前の道路も本当に狭い状況にあります。この予算内の中で、住民がある程度不便なく通れるような状況になるのかどうか。そのことについてお答えいただきたいと思います。

それと、一般会計の9ページに、第4表で債務負担行為補正ということで、音響・照明及び図書館業務委託ということで、30年から5年間にかけての限度額の7,181万1,000円の補正がありましたけれども、この進捗状況ですね。

今どういう状態でこの事業を進めようとされているのか。

それと同時に、5年間というこの指定管理の期間はどのような内容でこの5年間にしたのか。

そういったことをちょっとお聞きいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 今回の3月の1日からの大雪の状況からみると、3,500万円の補正につきましては、3月4回分の除雪を見込んでの補正をさせていただいています。

それが3月1日に、もうすでに4回以上回るような形の状況。

さらには、今皆さんもかなり不便な状況なのかなというふうに思われます。

さらには、その後の強風などにより、先ほども言った郊外の部分、除雪をしなければいけないということも踏まえると、当然3,500万円、今回追加補正させていただきましたが、これでは足りないという判断も今しているところで、現在調査をかけております。

パトロール、さらには委託をしております企業体とどういったことがこの3月でできるのか調査をかけながら、できれば今議会中に追加提案ができればというふうに考えているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 図書館業務と音響照明業務を一括して民間事業者へ委託しようということで、平成30年度予算に計上をしております。

そこで、4月1日から業務を開始するものですから、3月の補正予算で債務負担行為の議決をいただいて、契約業務をこれから進めていきたいということの提案でございます。

図書館については、現在直営で行っております、図書館司書、常勤が2名、そのほか臨時が4名で対応しております。

音響照明についてはすでに委託をしております、ビーインクラブに委託をしているのであります。

音響の照明の方も人材がそれほど豊富なわけではございませんで、将来を考えると、人材の育成ということも大きな課題だと思っております。

十勝管内の類似のホールの中では、最も安価に業務をやっているものと思っております、極力負担の少ない効率的な運営をしていきたいということから、後継者の育成ということを念頭に置いております。

図書館業務と一括して業務を委託することによって、その課題についても一定程度解決できるかなという見込みを持って協議を進めているところであります。

もう一つ、図書館の司書については、嘱託職員ということで、任用期間が通常3年、特別の事情で5年ということで、これまでも最長5年で人の交代があったわけですが、今後、民間会社の方に業務を委託することによって、社員として長く雇用でき、司書とし

での能力、スキルアップについても期待できますし、そのことが利用者へのサービスの向上にもつながっていくものと思います。

もう一つ、教育委員会、いわゆる官が直営でやるよりも民がやることによって、今までできなかったサービスということも幾つか期待をするところがありまして、詳しくはまたご説明する機会があると思いますけれども、特にお金に関わることについては、やれなかったことがやれることによって、図書館利用者及びそれだけではないサービスの向上にもつながっていくものと期待しているところであります。

そういうことで、現在、民間事業者と内容についての協議を進めてきているところであります。

5年間の期間の理由なのですけれども、特に5年という根拠はないのですけれども、多くの、これは指定管理ではありませんが、多くの指定管理をしている施設、それから長期継続契約をしている業務、例えば、警備清掃ですとか、これらについて、ほとんど5年ということですので、それに倣って適切な期間であろうということでも5年と定めようとするものでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 除雪費については、これから調査して、不足になれば、議会で補正としてまた挙げるといことなので、ある程度皆さんが満足のいくような除雪体制が取れるのかなというように期待いたしておりますので。

本当に今回は、最終的に昨日は雨が降りましたので、雪が重くなったのですよね。

ですから、本当に歩道から車道に雪があふれて、車道に雪があるのですよね。

そういう状況を除かないと、車がすれ違えないという状況があちこちで見受けられますので、そこら辺もちょっと調査をした上で、適切な状況にしてほしいなというように思っております。

それと、あと、今、来年の指定管理者に向けての音響照明・図書館業務に対しての指定管理者に向けての整備が今されているということでお聞きいたしました。

それで、その中の指定管理者の中にビーインクラブというのも指定管理者の1企業になるのかなというように、今ありましたけれども、私たちも本当に、大正琴でビーインクラブの人にお世話になることがあるので、その中の指定管理者の候補の1企業としてビーインクラブがあるということを知ってちょっと安心した面もありますけれども、これから指定管理者の募集や何かもあるのではないかなと思いますけれども、そこら辺の皆さんの今までの企業の評判とか、そういうものを聞いて指定管理者の設定をしていただきたいなと、そのように思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見で受け止めたいと思います。今回は民間委託ということで、指定管理の制度を利用した形ではないということだけはちょっと押さえておいていただきたいというふうに思います。

そのほか。

6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** 歳入の方で、27ページの財産売払収入のところ、車両売払いで福祉バスが売れたということで良かったなと思うのですけれども、この価格が高いのか安いのか分かりませんが、これ、くるくる号あたりを買った後廃車になったと思うのですけれども、そのときに下取りとして売ることができなかったのかなという考えがちょっとあるのですけれども。

あと、インターネット公売で今回売れたわけですが、なかなかこういった特殊車両でございますので、売るのも大変だったとは思いますが、もう少し何か最初に売る方法がなかったのかなというふうに感じます。

それともう1点は、61ページなのですが、保健衛生費の扶助費ですね、20番の。

そこに妊産婦検診と交通費、今回16万円三角になっているのですが、これについてちょっとお聞きしたいのですが、これ妊産婦の方が最初に保健センターで母子手帳を交付されたときに、多分この説明がなされるのかなというふうに思うのですが、ちょっとその辺説明がうまく伝わっていなかったのかといった、助成制度があるというのを分からなかったお母さんもいるという話を聞きました。

それで、同じお母さん方の話の中で分かって申請をしたという方がいられたということで、ちょっと最初にその母子手帳を配布するときの説明がどうだったのかなというように感じがいたします。

その辺もう少ししっかりと説明をしていただいて、漏れのないようにしていただきたいなど。多分、分からないで漏れている人はいないと思うのですが、その辺もう少ししっかりと説明をしていただければというふうに思います。

それと、69ページですか、農業費の土地改良費のところ、先ほど、圃場生産基盤向上対策補助事業の説明があったのですが、これは28年からの継続事業だったと思うのですが、当初予算で今回820万円ぐらいみてたのかな。

それで、今回、527万円の減ということで出ているのですが、先ほどの説明の中で、設置数の減というような説明を受けたのですが、これ多分平成28年の台風の大雨被害での浸透櫛の事業だったのかなというふうに思うのですが、かなりの多くの金額が減になっているということで、最初はかなり申し込みがあったと思うのですが、かなりの設置戸数が減っていると思うのですが、その辺の減少した理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3点お願いをいたします。

阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** それでは私の方から車両売払いについて説明いたします。

車両売払い、福祉バスにつきましては、宮部議員おっしゃったとおり、下取りに出す方法も確かだったと思います。

当初も下取りに出す方法、それと別に売る方法二つ考えておまして、別に公売した方が割と高く販売できるのではないかとということで、そちらの方も進みました。

結果として、1年ぐらい除雪センターの方に置きっぱなしになってしまったのですが、当初からインターネット公売で行くよという形で、最低価格を設けて進めていました。

当初は200万円という最低価格を設けてインターネット公売を行ったのですが、問合せはあったのですが、手が挙がるどころがなく、次は2回目、最低価格をもう少し下げて公売しました。

そうすると今回の形で72万円という形で販売できました。

これが高いか安いかわからないのはちょっと判断できないのですが、72万円であればある程度の、遅くはなったのですが、ある程度の収益はあったのではないかなと思います。

遅れてしまったことについてはちょっと申し訳ないなと感じております。

ただ、当初、くるくる号を導入したときはその二つの手法があったということでご理解いただきたいなと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 妊産婦の検診の交通費の関係ですけれども、今回の補正につきましては、実際にいる妊娠されて出産された方の実数に合わせた減額ということで、当初は30名程度見ておりましたが、3月、今年度いっぱい23名程度で済むかなという予測で減額したものであります。

先ほどお話ありました、知らなかったという話は私も初耳でございまして、村の方というか、保健センターの方で交付する際にはいろんな制度、適用できるものを一通り説明しているものだとばかり思っておりましたので、戻りまして、職員の方に再周知させていただきたいなと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** ご質問にありました圃場生産基盤向上対策の部分なのですが、議員さんおっしゃったとおり、平成28年の台風の影響により、それぞれ農家さんに助成をするということで要項を定め、28年、29年の2カ年に限って実施をしますという事業になっています。

28年の実績は1基だったのですがけれども、実は29年、41基を予算化しまして、1基あたりの限度額が20万円ということで、820万円を当初予算化させてもらいました。

実績としましては、25基で実績額が293万円ということで、1基あたりの平均単価が11万7,000円ということで、1基あたり20万円限度で見えていたのですが、11万7,000円ということで、まず、このことによる減額が一つです。

それと、今回、16基中止になった主な原因としましては、まず、予定地、小麦を撒いてしまったのでできなくなったという方と、ビートの収穫後に設置を予定していたのですが、凍結等の心配があるので見送りたいという、そういう話で実施を見送ったという状況を確認しているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** 浸透柵の件ですけれども、16基の方が中止という話だったと思うのですが、見送ったということなのですかけれども、来年度の予算書見たときに、これの予算が付いていなかったものですか、今回できなかった方についてはもう終わりということで理解をしてよろしいのですか。

来年度は継続はないということでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 今の宮部議員からのご質問でございます。

一応、施設課所管の圃場整備対策については、28年、29年の2カ年にかけての事業ということで、要項上設定しています。

16基が中止ということがございまして、村の方の考えとしては、その産業課所管の元気な畑づくり事業の中の1メニューとして入れることでどうだと。

ただ、今回はその16基だけを指しているのではなくて、その16基以外の実際に実施された方がいらっしゃいますので、浸透柵を設置することのメリットがどうだったのかということも少し追跡調査をさせていただいて、正式に畑づくり事業の中で、1メニューと

して検討してはどうだろうか。

それはあくまでも台風被害による水対策としての今回の圃場整備対策でございましたので、あくまでも2カ年の事業としますけれども、その有効性が確認できるということになれば、当然その部分については、畑づくり事業の中でもある程度メニューとして考えてもいいのではないかと。

ただ、ちょっと1年空いてしまうのですけれども、メニューの更生は31年度ということになります。実際実施された方が30年度中のその雨が降った段階で、例えば、その浸透柵がどういうふうに機能しているのかだとか、そういったところもちょっと調査をさせていただいて、メニューの中に加えるということを検討してございます。

ですので、今、30年度の予算の話にもちよつとなつてしまったのですけれども、その部分については、もう少々お時間をいただきたいなど。

実際にその制度を利用された方については、きちんと追跡調査をしたいなというふうに思っていますし、後年度へ回した方に対しても、そういう説明をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 十何基については、事業はないということです。

よろしいですか。

6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** ただ、元気な畑づくり事業の方も600万円予算見ていて、今年も結構余っていますし、また同じメニューということになれば、そういった余裕はあるのかなと思うので。

30年度はないけれども、31年度やりたいということなので、最初申し込んだ人は、ある程度できるのかなというふうに思います。

当初やり始めるときに、玉石だか砂利があまりなくて不足していたというような話もあったのですけれども、その点については問題なく施工はできるということで理解してよろしいでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 今の部分については、特に支障があったという話は聞いておりませんし、そのことが原因で今回中止したという状況ではございません。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** 先ほど、除雪の問題ありましたけれども、中札内の河川敷のところ一杯になったと。

それで、中札内村の雪捨て場に行って捨てたと。

そこにおいて、さっきの話では、河川敷行くと1回、向こう行くと3回ぐらい走らなければいけないと。

これは大変だなということなのですが、例えば、その中から、業者とか住民からそういう状況の中で苦情があったのかが一つ。

それからもう一つは、例えば、1日で終わるものが3日と、1日分の単価してもらえないとかそういうわけではないですね。

であるのだったら、ちょっと村の中で車が少ないのだから、これは3日かかっても仕方がないのではないかと、やっぱり住民にも理解してもらわなければいけないと思うのですよ。

その辺をはっきりしておかないと、業者さんは1日で終わるものを3日かかっている、1日の仕事しかくれなかったなんていう誤解にはならないように考えていかないと、今の状況の中で本当に大変なことだと思うのですけれども、その辺いかがなものですかね。

単価的にもやっぱりそういうものをきちんとしていかないと。

除雪してもらっている人も車もないし遠く行ったのだから、住民も遅くなっても仕方がないという理解をしてもらわないと。

何でもかんでも早くやれということにならないと思うし、それでは1日かかるものを3日かかったからって、では1日の日当しかくれないのかということもないような、そういう理解をしてもらわないと。

住民の方に理解してもらおう部分と、そういうふうにはやっていかなければならない部分とがあると思うのですけれど。

分かりますね、言っていること。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** まず、業者並びに住民からの苦情という部分なのですが、実は、3月1日までは、大雪降る前ですね、住民の人が使えるようにということで、そのスペースについては空けてございましたので、そういう苦情はないと考えておりますし、今のところ、入っている状況にはございません。

日数が1日から3日かかったとしても、その部分については作業日数ですので、そういったことで、当然村の作業をやった部分については、実績に応じて全て支払いというような形を取っていますので、それは距離云々ということではなく、稼働時間、さらには日数に応じて除雪費をお支払いするというので、企業体の方には支払いをしますの、その分、経費が増えるということもあるとは思いますが、それが業者さんに払われなくてかそういうことは一切ない状況になっておりますので。

あと、個人でそれぞれお願いをしている部分については、個人間のやり取りになりますので、ちょっとその辺については承知をしていないところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** 確認だったのですけれども、住民から遅いから苦情が出たとかそういうことでなければいいし、やっぱり、今うちの村でどう見たってトラック幾つあるか分からないけれども、過去からみたら半分以下ぐらいしかないと思うのですよ。

そういう中において、やっぱりこういう状況であることに対しては、やっぱり少しぐらい延びても我慢していただくと。

そういうふうにはしていかななくてはいけないし、業者さんも1日多く仕事すれば1日多く金が入るといことも分かることだし。

そんなことも理解してもらおう中でやっていかないと、延びたから業者さんに1日分で終わりますよといえ早くやってもらわなければいけないことではすけれども。

その辺を村の除雪対策として理解していただかないと、いろんな誤解が生じながら、いろんなことができてくると思うので、もう少し村民に理解していただけるような形の中の除雪でお願いしたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見として聴取させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

4番中西議員。

**○4番（中西千尋君）** それでは1点、94ページでございますけれども、社会教育の部

分。

備品購入費の費用で、大幅な減額になってございます。

これは先ほど説明がありましたように、展示用パネルを購入したときに安価なもので購入ができたということでの説明ですけれども、文化祭等々で非常にパネルの使用度、頻繁にもなっていますし、揃ったパネルで展示をということでの願いも早くからありましたけれども、これの枚数と、1点当たりどのぐらいの減額になっているのか、お分かりになりましたらちょっと。

そして、今まで使っていたパネルとの総合性がありましたらちょっとお聞かせいただきたいと思いますのですけれども。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 枚数と単価については調べて後ほどお答えさせていただきます。

大きくは、当初予算のときに徴した見積りの単価よりも、入札によって競争力が出ますので、それで安くなるということは一般的にあることが一つです。

二つ目は、文化団体の方々とも十分協議させていただいて、当初予算では、クロスという布張りのパネルで購入しようというような予算を計上しておりましたけれども、協議の結果、やはりもう少し軽い物、穴の開いた、今回購入したものですけれども、それにすべきという結論に至りまして、そのことで単価が下がったということが大きな要因の二つ目があります。

枚数と単価については後ほど。

**○議長（高橋和雄君）** 枚数と単価については後ほど答弁させていただくということでご理解をいただきたいと思えます。

そのほか。

よろしいですか。

質問がないようですので、質疑を終わらせていただきたいというふうに思えます。

それでは、随時討論を進めていきたいというふうに思えます。

最初に、議案第5号に対する討論を行います。

一般会計補正予算ということで討論を行いたいと思えますが、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、平成29年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、平成29年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。  
議案第7号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第7号、平成29年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。  
議案第8号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第8号、平成29年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。  
議案第9号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第9号、平成29年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。  
議案第10号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、平成29年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りをいたします。

明日6日から8日までの三日間、議事日程の都合により休会し、9日は会議時間を変更し、午後6時から本会議を開きたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日6日から8日の3日間休会とし、9日午後6時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時03分